

令和7年 第6回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和7年6月25日
2. 開催場所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 3時49分 会長代理
5. 議長 会長 松本 清貴
6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適化推進委員氏名	出欠席
1	清水 芳明	出席	東児玉1	荒木 義雄	出席
2	根岸 利成	〃	〃2	斎藤 茂	〃
3	茂木 清一	〃	〃3	杉田 敏夫	〃
4	阿武 富士子	〃	〃4	根本 三好	〃
5	中嶋 敬子	〃	松久 1	池田 進	〃
6	金井 美知子	欠席	〃2	岡田 克実	〃
7	長谷川 精一	出席	〃3	佐藤 栄一	〃
8	中澤 啓二	〃	〃4	中島 市郎	〃
9	松本 清貴	〃	大沢 1	櫻沢 幸代	〃
10	長滝 岳	〃	〃2	富沢 光男	〃
11	深田 和也	〃	〃3	持田 克己	〃

農業委員会委員 出席：10名 欠席：1名 計：11名

農地利用最適化推進委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名

7. 会議参与者 なし

8. 事務局職員出席者 堀内 匠 上山 洋 牛込 俊

9. 会議進行状況

会長	<p>皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員10人、農地利用最適化推進委員11人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第6回会議を開きます。</p> <p>会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に8番委員並びに10番委員を指名いたします。</p> <p>会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。</p>
議長	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請案件について議題といたし

	ます。3条の番号1について事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>3ページの番号1をご覧ください。受人 ○○町大字○○△△△番地 □□□□ 渡人 ○○町大字○○△△△番地 □□□□ 土地の所在 大字○○字○○△△△番 地目 畑 面積431m² 権利内容 所有権 理由 新規取得自作地0m²、借受地0m²、貸付地0m² 取得状況 平成23年9月22日 相続不耕作 無 家族数・従農数0 経態 兼業 所有機械 無し 位置は農用地区域外で、自宅から0kmです。</p> <p>4ページをご覧ください。こちらは、○○地内の申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。</p> <p>申請地の現在の状況は、保全管理されている状況です。受人は現在34歳、仕事をしながら、今回初めて農地を取得して、農業を従事することです。申請地取得後は、家庭菜園として農地を使用し、トマト・ネギ・レタスなどの露地野菜の栽培を行いたいとのことです。申請理由ですが、渡人が農業を行わないで、受人に農地を譲り渡したいとのことです。</p> <p>以上、番号1の案件になります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	まず、農地法第3条の規定による番号1を審議いたします。私の担当地区になりますので補足説明をいたします。
	先週巡回し申請者と面会しました。家庭菜園には最適な場所であり、綺麗に整理されていましたので、しっかり管理いただければ問題ないと考えています。
	次に、推進委員大沢2番より意見がありましたらお願いします。
推進委員 大沢2番	特に問題ないと思います。
議長	<p>他に推進委員の方で意見がありましたら举手をお願いします。</p> <p>意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方から質問がありましたら举手をお願いします。</p> <p>質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第3条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の举手をお願いします。</p>

	(農業委員全員挙手)
議長	<p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>続きまして、3条の番号2から番号7について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5ページをご覧ください。受人が同一のため一括審議をお願いいたします。</p> <p>まず番号2をご覧ください 受人 ○○町○○△△△番地 □□ □□ 渡人 ○○町○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△△番地目 畑 720m² 権利内容 所有権 理由 新規取得 自作地0m²借受地0m² 貸付地0m² 取得状況 昭和52年12月24日 相続 不耕作無 家族数 2 徒農数 0 経態 兼業 所有機械 トラクター1台 位置 農用地区域外 自宅と申請地は0.5kmです。</p> <p>続いて番号3をご覧ください 受人 ○○町○○△△△番地 □□ □□ 渡人 ○○町○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△△番地目 田 694m² 権利内容、理由、耕作面積については番号2と同じです。取得状況 令和5年10月30日 相続 以下、所有機械まで番号2と同じです。 位置 農用地区域外 自宅と申請地は0.05kmです。</p> <p>続いて番号4をご覧ください 受人 ○○町○○△△△番地 □□ □□ 渡人 ○○町○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△△番地目 田 748m² 大字○○字○○△△△番地目 田 1,481m² 大字○○字○○△△△番地目 田 2,267m² 計3筆 4,496m² 権利内容、理由、耕作面積については番号2と同じです。取得状況 昭和62年9月26日 遺贈 以下、所有機械まで番号2と同じです。 位置 農用地区域外 自宅と申請地は0.3kmです。</p> <p>続いて番号5をご覧ください 受人 ○○町○○△△△番地 □□ □□ 渡人 ○○町○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△△番地目 畑 1,381m² 権利内容、理由、耕作面積については番号2と同じです。取得状況 平成21年5月18日 相続 以下、所有機械まで番号2と同じです。 位置 農用地区域外 自宅と申請地は1.6kmです。</p> <p>続いて番号6をご覧ください 受人 ○○町○○△△△番地 □□ □□ 渡人 ○○町○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△△番地目 畑 2,001m² 権利内容、理由、耕作面積については番号2と同じです。取得状況 令和3年12月22日 売買 以下、所有機械まで番号2と同じです。 位置 農用地区域外 自宅と申請地は1.1kmです。</p> <p>続いて番号7をご覧ください 受人 ○○町○○△△△番地 □□ □□</p>

	<p>渡人 ○○町○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△△番 地目 畦 193 m² 権利内容、理由、耕作面積については番号2と同じです。取得状況 令和3年12月22日 売買 以下、所有機械まで番号2と同じです。 位置 農用地区域外 自宅と申請地は2.0kmです。</p> <p>6ページと7ページをご覧ください。こちらは○○地内の申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。</p> <p>8ページと9ページをご覧ください。こちらは○○地内の申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。</p> <p>10ページをご覧ください。こちらは○○地内の申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。</p> <p>11ページをご覧ください。こちらは○○地内の申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。</p> <p>申請地の現在の状況は、保全管理されている状況です。受人は現在30歳で仕事をしながら、父親の元で農業を手伝い農業に関する知識を身に付け、今回初めて農地を取得し農業に従事することです。</p> <p>申請地取得後は、米、みかん、ブルーベリー栽培を行いたいとのことです。また、一人で作業が困難な場合は家族が手伝う予定とのことです。</p> <p>申請理由ですが、渡人が農業を行わないので、受人に農地を譲り渡したいとのことです。以上、番号2から番号7の案件になります。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>議長 続いて番号2と番号3を審議いたします。8番委員から補足説明があればお願いします。</p> <p>8番委員 申請人の父と話をしました。田畠ともきれいになっています。田んぼは隣の方に頼んで植えてもらったとのことです。</p> <p>議長 次に、推進委員東児玉1番より意見がありましたらお願いします。</p> <p>推進委員 東児玉1番 番号2の土地は以前より草だらけでしたが、今後耕作してもらえるのであればありがたいことです。他の農地もきれいに管理されているので、意見はありません。</p>
--	---

	<p>議長 他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。推進委員松久2番。</p>
推進委員 松久2番	<p>議案書には、1人の方が新規で相当な面積を耕作するとありますが、今後の作付計画はどうなっていますか。またどのような経緯で農地を取得することになりましたか。</p>
議長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>経緯については農地を売りたいと相談を受け、譲り受けることとなりました。作付計画につきまして田んぼは米、畑はさつまいも、みかんを栽培する予定のことです。</p>
議長	<p>他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。 意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。10番委員。</p>
10番委員	<p>不動産業を行っているので、農地で買って商売するのではないかが懸念されますが、その点についてはいかがでしょうか。</p>
議長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>不動産業は申請者の父親が行っている事業です。本案件は、息子である申請人の申請となりますので、申請の内容でご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第3条の番号2と番号3について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p>

	(農業委員全員挙手)
議長	<p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>続いて番号4と番号5を審議いたします。7番委員から補足説明があればお願いします。</p>
7番委員	<p>番号4はみかんの木が植えてあり、農地として適切に管理されています。番号5も綺麗に管理されているので問題ないと思います。</p>
議長	<p>次に、推進委員東児玉1番より意見がありましたらお願ひします。</p>
推進委員 東児玉1番	<p>番号4は以前池でしたが、現在は盛土してあり、みかんが150本程度植えています。番号5は以前草だらけでしたが、現在はきれいに管理されています。</p>
議長	<p>他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。</p> <p>意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。</p> <p>質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第3条の番号4と番号5について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
	(農業委員全員挙手)
議長	<p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>続いて番号6を審議いたします。2番委員から補足説明があればお願ひします。</p>
2番委員	<p>農地として適切に管理されているので問題ないと思います。</p>
議長	<p>次に、推進委員東児玉4番より意見がありましたらお願ひします。</p>

推進委員 東児玉 4 番	<p>以前の耕作者は野菜を耕作していたと記憶しています。現状を見た限りは、農業の意気込みを感じます。</p>
議 長	<p>他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。 意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第 3 条の番号 6 について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員全員挙手)。</p>
議 長	<p>賛成全員につき、許可相当と決定します。 続いて番号 7 を審議いたします。10 番委員から補足説明があればお願いします。</p>
10 番委員	<p>該当農地が見つからず、2 ~ 3 周してしまいました。農地は神社の東側にあり、畑 2 筆のうち 1 筆が該当の農地でした。場所的にわかりづらいので、管理するだけでもありがたいと思います。</p>
議 長	<p>次に、推進委員東児玉 4 番より意見がありましたらお願いします。</p>
推進委員 東児玉 2 番	<p>ここは馬入れがなく、現状では建物は立てられない農地です。畑の南側にアパートがあり、そこから出入りができます。現地を見に行った時は雑草が刈られてだったので、それだけでも評価いただければと思います。</p>
議 長	<p>他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。 意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。5 番委員。</p>
5 番委員	<p>現地視察時に、現地の農家に「この辺に農業委員会案件の土地はありますか」</p>

	<p>と聞いて行ったところ、神社の東側にありました。近辺には建売住宅があり、建売住宅建築の際に該当農地も処分したかったそうですが、転用の許可が下りなかつたそうです。そのため、土地をきれいにしてくれるだけでもありがたいことだと思います。</p>
議長	<p>他に農業委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。</p> <p>質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第3条の番号7について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
	<p>(農業委員全員挙手)</p>
議長	<p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>続きまして、3条の番号8と番号9について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>12ページをご覧ください。番号8と番号9は、受人が同一のため、一括審議をお願いいたします。</p> <p>まず、番号8をご覧ください。受人 ○○市○○△△△番地 □□ □□ 渡人 ○○町大字○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△番 地目 田 面積3, 984m² 権利内容 所有権 理由 規模拡大 自作地 74, 689m² 借受地 81, 157m² 貸付地 4, 563m² 取得状況 平成17年12月22日 相続 不耕作 無 家族数 4 従農数 0 経態 専業 所有機械 トラクター4台 精整機1台 田植え機2台 コンバイン2台 乾燥機3台 ブームスプレイヤ1台 位置は農用地区域で、自宅から4.8kmです。</p> <p>続きまして、番号9をご覧ください。受人 ○○市○○△△△番地 □□ □□ 渡人 ○○町大字○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△△番 地目 田 面積2, 648m² 権利内容・理由・耕作面積については番号8と同じです。取得状況 令和6年5月5日 相続 以下、番号8と同じです。</p> <p>13ページをご覧ください。こちらは、○○地区の申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。</p> <p>14ページをご覧ください。こちらは、○○地区の申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。</p> <p>申請地の現在の状況は、保全管理されている状況です。受人の耕作地をすべて</p>

	<p>確認しましたが、違反・耕作放棄地はありませんでした。○○市でも耕作しているとのことですので、○○市農業委員会に耕作状況の確認をしたところ、問題なしと回答がありました。</p> <p>受人は現在58歳、○○市と○○町を中心に、米・麦・露地野菜の耕作を行い、4人で農業を従事しているとのことです。今回申請した農地は、令和7年4月の総会時に所有権移転を審議し、許可された農地の近くであり、その地域での耕作を規模拡大したいと話されておりました。申請地取得後は、米・麦の栽培を行いたいとのことです。</p> <p>申請理由ですが、渡人が農業を行わないので、受人に農地を譲り渡したいとのことです。以上、番号8と番号9の案件になります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	続いて番号8を審議いたします。7番委員から補足説明があればお願ひします。
7番委員	該当農地を早めに見に行った時は麦を耕作していました。その時は草だらけでしたが、(総会の)10日前には刈り終わり、田植えを終えている状況でした。割と面積があるので、隣の草が倒れて少し残っていましたが、仕方ないことと思います。審議をお願いいたします。
議長	次に、推進委員東児玉3番より意見がありましたらお願ひします。
推進委員 東児玉3番	2回ほど見ましたが、最初は麦を植えていました。その後見た時は、水が張っていました。面積が4反ほどあり、広く感じました。
議長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。 意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第3条の番号8について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。
	(農業委員全員挙手)

議長	<p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>続いて番号9を審議いたします。2番委員から補足説明があればお願ひします。</p>
2番委員	該当農地は前回許可された農地の隣で、きちんと管理されていました。
議長	次に、推進委員東児玉4番より意見がありましたらお願ひします。
推進委員 東児玉4番	私も確認しましたが、きれいに整理されている状況と感じました。
議長	<p>他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。</p> <p>意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。</p> <p>質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第3条の番号9について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
	(農業委員全員挙手)
議長	賛成全員につき、許可相当と決定します。
	続きまして、3条の番号10について事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>15ページをご覧ください。受人 ○○町大字○○△△△番地 □□ □□ 渡人 ○○市○○△丁目△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字△△番 地目 畑 面積 6.5 m² 権利内容 所有権 理由 新規取得 自作地 0 m² 借受地 0 m² 貸付地 0 m² 取得状況 平成23年1月9日 相続 不耕 作 無 家族数 0 従農数 0 経態 兼業 所有機械 耕耘機1台 位置は 農用地区域で、自宅から0kmです。</p> <p>16ページをご覧ください。こちらは、○○地内の申請地の場所になります。 左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。</p> <p>申請地の現在の状況は、保全管理されている状況です。受人は現在35歳、仕</p>

	<p>事をしながら、今回初めて農地を取得して、農業を従事するとのことです。申請地取得後は、家庭菜園として農地を使用し、ねぎ・ほうれん草・ジャガイモなどの露地野菜の栽培を行いたいとのことです。</p> <p>申請理由ですが、渡人が農業を行わないので、受人に農地を譲り渡したいとのことです。以上、番号10の案件になります。ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。</p>
議長	<p>続いて番号10を審議いたします。5番委員から補足説明があればお願いいいたします。</p>
5番委員	<p>該当農地は小さい農地で、一時駐車場として利用していた記憶があります。農地として適さない場所かと思われますが、家庭菜園くらいならよいと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。</p>
議長	<p>次に、推進委員松久3番より意見がありましたらお願いいいたします。</p>
推進委員 松久3番	<p>行政書士の方から連絡があり、現地を見てみました。大きな畑の端にあり、現在は何も作っていない状況です。新所有者の自宅から道を挟んだ反対側に農地があるため、家庭菜園をやられる予定とのことです。以前、□□商店が商売をやっていましたが、2年前に更地になり、現所有者が畑を買った経緯がありました。使い道をどうしようかと現所有者が話されていましたが、家庭菜園をやられるのであれば、よろしいのではないかと思います。</p>
議長	<p>他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。</p> <p>意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。</p> <p>質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第3条の番号10について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
	<p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p>

	続きまして、3条の番号11について事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>17ページをご覧ください。受人 ○○町大字○○△△△番地 □□ □□渡人 ○○町大字○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△△番 地目 畑 面積574m² 権利内容 所有権 理由 新規取得 自作地0m² 借受地0m² 貸付地0m² 取得状況 平成29年1月6日 相続 不耕作 無 家族数0 従農数0 経態 専業 所有機械 トランクター1台 軽トラック2台 位置は農用地区域外で、自宅から0.5kmです。</p> <p>18ページをご覧ください。こちらは、○○地内の申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。</p> <p>申請地の現在の状況は、保全管理されている状況です。受人は現在59歳、□□さんの元で、農業の手伝いをしていましたが、今回初めて農地を取得することです。申請地取得後は、□□さんと、キウイフルーツなどの果物を栽培したいとのことです。</p> <p>申請理由ですが、渡人が農業を行わないので、受人に農地を譲り渡したいとのことです。以上、番号11の案件になります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	続いて番号11を審議いたします。3番委員から補足説明があればお願ひいたします。
3番委員	新所有者の□□さんは、柿を栽培しており、農地取得後は果樹園にしたいとのことです。栽培に取り組んでいるので、維持管理できると思います。
議長	次に、推進委員松久2番より意見がありましたらお願ひいたします。
推進委員 松久2番	現況は管理されており、農地を耕せば簡単に整理できるので、問題ないと思われます。
議長	<p>他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。</p> <p>意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。</p> <p>質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第3条の番号11に</p>

	<p>について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p>
議長	<p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>続きまして、3条の番号12について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>19ページをご覧ください。受人 ○○町大字○○△△△番地 □□ □□ 渡人 ○○市○○△丁目△番△号 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△△番 地目 畑 面積601m² 大字○○字○○△△△番 地目 畑 面積218m² 計2筆 819m² 権利内容 所有権 理由 規模拡大 自作地15, 981m² 借受地157, 405m² 貸付(かしつけ)地0m² 取得状況令和6年1月12日 相続 不耕作 無 家族数4 従農数0 経態 専業所有機械 トラクター1台 コンバイン1台 草刈機2台 軽トラック1台 平ボディ1台 種まき機1台 位置は農用地区域で、自宅から0.1kmです。</p> <p>20ページと21ページをご覧ください。こちらは、○○地内の申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。</p> <p>申請地の現在の状況は、保全管理されている状況です。受人の耕作地をすべて確認しましたが、違反・耕作放棄地はありませんでした。受人は現在73歳、申請理由ですが、渡人が農業を行わないので、受人に農地を譲り渡したいとのことです。</p> <p>申請地取得後は、麦と家庭用に季節の野菜を栽培したいとのことです。以上、番号12の案件になります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>続いて番号12を審議いたします。5番委員から補足説明があればお願ひいたします。</p>
5番委員	<p>たくさん耕作しているためか、手が届いていない農地があるように見受けられましたが、放棄地ではなく、耕作できない所有者のことと思い、農地を引き受けていると思っています。</p>
議長	<p>次に、推進委員松久3番より意見がありましたらお願ひいたします。</p>

	<p>推進委員 東児玉 2 番</p> <p>2 番目の農地は、以前から新所有者の□□さんが野菜を耕作していました。最近、体調を崩し、耕作が止まっているように見えましたが、復活してもらいたいと思いました。審議をお願いいたします。</p> <p>議 長</p> <p>他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。 意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。10 番委員。</p> <p>10 番委員</p> <p>申請地の近くでかなり荒れている農地がありますが、新所有者の□□さんの耕作地ではないでしょうか。農地の耕作者を全て把握していないのでわかりませんが、不耕作地無しは間違いではないかと思われます。いかがでしょうか。</p> <p>事務局</p> <p>耕作地を確認しましたが、不耕作地はありませんでした。耕作をしていないところでも、機械で 1 回かき回せば、耕作放棄ではなく休耕地と判断されます。</p> <p>10 番委員</p> <p>確かに休耕地を大型の機械でかき回せば何とかなりますが、このままでは近隣に迷惑がかかると思うので、休耕地に対して耕作者にある程度は草刈りの指導を実施したほうがよいと思います。</p> <p>事務局</p> <p>そのような農地に対しては隨時通知して適切な管理をしていきますので、農業委員会事務局に報告していただきたいです。</p> <p>議 長</p> <p>他に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第 3 条の番号 1・2 について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p>
--	--

	<p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>農地法第3条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p> <p>農地法第3条の番号1から番号12までの案件につきましては許可と議決されました。</p> <p>続きまして、第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請案件について議題といたします。番号1について事務局より説明をお願いします。</p> <p>23ページをご覧ください。番号1 申請者 ○○市○○△△△番地 □□□□ 土地の所在 大字○○字○○△△△番 地目 畑 計1筆 433m² 転用目的 農家住宅 申請内容 102.27m² 平屋建て 取得状況 平成23年8月1日 相続 位置 第1種農地 農用地区域外 宅地に接続 令和7年5月1日に農振農用地より除外されています。</p> <p>24ページをご覧ください。大字○○地内の農地になります。次のページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。</p> <p>申請人は現在、○○市の自己住宅に家族3人で生活しています。申請人は、○○市○○地内の□□さんの相続した農地で自家用野菜類を作付けしており、かねてより本格的に農業に従事したいと考えていました。これから高齢期に向けてバリアフリーに対応した住宅の建築を検討したところ、実家に隣接した申請地に建築すれば、実家所有のトラクターや農機具を引き継ぐことができ、自分の農地と共に実家所有の農地にも耕作ができる本格的に農業に従事することができることから、今回の申請に至りました。</p> <p>今後は、○○市の農地には手間のかからないみかんやサツマイモ等を作付けし、申請地近くの農地には、季節の露地野菜類を作付けし、営農成果を上げていきたいとのことです。なお、○○市の住宅には現在仮住まいの□□さんが住む予定です。</p> <p>道路接続については、申請地南に幅4.0mの町道があり、南側道路から水道の取り出しを行い、排水については、南側道路に排水先がないことから申請地北東の水路まで道路占用を行い、排水管を整備します。以上となります。ご審議をお願いいたします。</p> <p>続きまして、農地法第4条の規定による番号1を審議いたします。7番委員から補足説明があればお願いいいたします。</p>
--	--

	<p>7番委員 この場所は前回、除外案件で審議された農地です。実際に見てきましたが、きれいにしています。その中の一部に住宅を建てるようです。事務局の説明にありました。排水先がないのでその対策を講じた上であれば問題ないと思います。審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p> <p>議長 次に、推進委員東児玉3番より意見がありましたらお願ひいたします。</p> <p>推進委員 東児玉3番 この土地は□□さんの屋敷の中の畠であり、屋敷自体が広いため、家を建てるにはよい場所かと思います。</p> <p>議長 次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願ひいたします。意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。</p> <p>質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第4条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>議長 賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>農地法第4条の審議が終わりましたので、事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p> <p>事務局長 農地法第4条の番号1の案件につきましては許可相当と議決されました。</p> <p>議長 続きまして、第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請案件について議題といたします。番号1について事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局 27ページをご覧ください。番号1 受人 ○○町大字○○△△△番地 □□□□ 渡人 ○○都○○区○○△丁目△△△番 □□□□ 土地の所在</p>
--	--

	<p>大字〇〇字〇〇△△△番 地目 畑 計1筆 339m² 転用目的 自己用住宅 権利内容 所有権 申請内容 67.49m² 2階建て 取得状況 昭和60年4月22日 相続 仮登記・抵当権なし 位置 第3種農地 農用地区域外 宅地に接続。</p> <p>28ページをご覧ください。大字〇〇地内の農地になります。次のページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。</p> <p>申請人は、現在仮住まいのため、交通の利便性や住環境に優れた申請地を譲り受け、自己の住宅を建築したいとのことです。道路接続については、申請地南に幅5.4mの町道があり、南側道路から水道の取り出しと、合併浄化槽での排水となります。以上となります。ご審議をお願いいたします。</p> <p>議長 それでは、農地法第5条の規定による番号1を審議いたします。1番委員から補足説明があればお願いします。</p> <p>1番委員 当地は最近住宅がたくさんできておりまして、立地のよい場所です。転用の問題はないと思われますが、道路の広さなどは法に触れていないということによろしいでしょうか。</p> <p>事務局 接道要件は建築確認に影響します。ちょっと狭いですが、要件は満たしております。</p> <p>議長 次に、推進委員松久1番より意見がありましたらお願いします。</p> <p>推進委員 松久1番 住宅地の一角にあり、問題ないと思われます。審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>議長 次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いします。 意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第5条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
--	---

	(農業委員全員挙手)
議長	<p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>続きまして、農地法第5条の番号2について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>30ページをご覧ください。番号2 受人 ○○県○○郡○○町大字○○△△番地 □□ □□ 渡人 ○○町大字○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△△番 地目 畑 計1筆 397m² 転用目的自己用住宅 権利内容 所有権 申請内容 89.43m² 2階建て 取得状況 平成24年6月8日 相続 仮登記・抵当権なし 位置 第1種農地 農用地区域外 宅地に接続 令和7年5月1日農振農用地より除外されています。</p> <p>31ページをご覧ください。大字○○地内の農地になります。次のページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。</p> <p>申請人は夫婦で県外の借家で生活しており、将来のことを考え住宅の建築を計画しました。子育てが安心してできる実家に近いことを条件に宅地・雑種地・白地の土地を探しましたが、条件に見合う土地が見つかりませんでした。そこで祖母に相談したところ、条件に合う申請地を譲ってもらえることになり、今回の申請に至りました。接続道路は、北側及び東側に幅6mの町道があり、東側町道から水道の取り出し、北側町道へ合併浄化槽による排水を行う予定です。以上となります。ご審議をお願いいたします。</p>
議長	それでは、農地法第5条の規定による番号2を審議いたします。7番委員から補足説明があればお願いします。
7番委員	この該当地に孫が家を建てたいという話と聞きました。設計者が来て、「家の側にあるU字溝に排水を流していいか」と農業委員として承諾のサインをいたしました。該当地はきれいにしていて、問題ありません。
議長	次に、推進委員東児玉3番より意見がありましたらお願いします。
推進委員 東児玉3番	渡人に話をしてきて、孫が住むのでよろしくお願いしますとのことでした。

	<p>議長 次に、他の推進委員の方で意見がありましたらお願ひします。意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。</p> <p>質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第5条の番号2について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>議長 賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>続きまして、農地法第5条の番号3について事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局 33ページをご覧ください。番号3 受人 ○○市○○△△△番地 □□□□ 渡人 ○○市○○△丁目△△番地△△ □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△△番 地目 田 計1筆 500m² 転用目的 自己用住宅 権利内容 所有権 申請内容 44. 10m² 平屋建て 取得状況 平成12年4月24日 相続 仮登記・抵当権なし 位置 第1種農地 農用地区域外宅地に接続。</p> <p>34ページをご覧ください。大字○○地内の農地になります。次のページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。</p> <p>申請人は、現在、夫婦で○○市内の借家に住んでおり、今般自己用住宅の建築を計画し、園芸や家庭菜園を行うことが可能なある程度面積があり、混雑した街中でない静かな環境の土地を探し始めました。しかし○○市の近隣市町では条件に合致する土地が見つからず、以前住んだことがあるなじみの深い○○市を含む県北地域に検討範囲を広め不動産情報サイトを検索したところ申請地が見つかりました。実際に現地に赴き、周辺の状況等を確認したところ地域の雰囲気や交通の利便性も良く希望に叶う土地であったため、今回の申請に至りました。</p> <p>接続道路は、北側に幅6mの町道があり、水道の取り出し、合併浄化槽による排水を行う予定です。以上となります。ご審議をお願いいたします。</p> <p>議長 それでは、農地法第5条の規定による番号3を審議いたします。10番委員から補足説明があればお願ひします。</p>
--	---

10番委員	<p>代理人の方から連絡がありました。事務局の説明のとおり、老後は夫婦で家庭菜園をしたいとのことです。該当地は○○神社の100m東側にあり、荒地でした。そこに家を建てていただければ荒地がなくなり、町の人口が少しでも増えればよいと思います。審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、推進委員東児玉2番より意見がありましたらお願いします。</p>
推進委員 東児玉2番	<p>10番委員の説明のとおり、場所的にはよいところと思います。若干雑草が生えていますが、問題ないと思われます。</p>
議長	<p>次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いします。 意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。2番委員。</p>
2番委員	<p>図面見ると、南側に40m²家庭菜園で利用される計画ですが、法面下のところでよろしいでしょうか。法面40m²は田んぼになりますが、そこはどうでしょうか、個人でやりとりするかを確認していただきたいです。</p>
議長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>全てを有効活用したいというお気持ちがあると思われますが、法面に水を入れるとまずい話ですので、現地に即した使い方かどうかは確認し、調整をするよう話をいたします。</p>
議長	<p>他に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第5条の番号3について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
	<p>(農業委員全員挙手)</p>

議長	賛成全員につき、許可相当と決定します。 続きまして、農地法第5条の番号4について事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>36ページをご覧ください。番号4 受人 ○○市○○△丁目△△番△△号 株式会社□□□□ 渡人 ○○県○○市○○町△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△△番 地目 田 計1筆 393m² 転用目的 駐車場 権利内容 所有権 申請内容 従業員・来客用駐車場10台分 取得状況 平成27年5月22日 相続 仮登記・抵当権なし 位置 第1種農地 農用地区域外 宅地に接続 令和7年5月1日農林農用地より除外されています。</p> <p>37ページをご覧ください。大字○○地内の農地になります。次のページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。</p> <p>申請人は現在、○○市内に本社を構えアルミニウム製品の加工を主たる業務として事業を行っており申請地に隣接する建物を加工作業場として利用しています。加工作業場はかつて養蚕施設として利用されていたもので、最低限の駐車場しか併設されておらず、作業員や、大型トラックの駐車スペースが不足しているため、今回の申請に至りました。</p> <p>申請地は1種農地ですが、「隣接する土地と一体として同一の事業の目的に行うもので、事業を行う上で必要である場合は例外となる」との規定での申請でございます。現作業場に駐車場が不足しており、作業員等の駐車場が必要であるとのことであるため、例外規定に該当すると考えられます。以上となります。ご審議をお願いいたします。</p>
議長	それでは、農地法第5条の規定による番号4を審議いたします。8番委員から補足説明があればお願いします。
8番委員	作業員と思われる方が作業場の中で作業をしており、付近にある集会所の前の町道に通常は2~3台、多い時は4~5台、車が止められて困るなと思っていました。近隣住民からの苦情はきていませんが、管理が良くないので、転用後に駐車場にして、きれいになればよいと思います。
議長	次に、推進委員東児玉1番より意見がありましたらお願いします。
推進委員	申請地に草が1.1mほど生えているので、申請した会社へ草管理について

東児玉1番	<p>聞いたところ、きれいにするとの回答がありました。付近にある集会所の防火水槽が申請地付近にあり、何とも言えない立地ですが、審議をお願いいたします。</p> <p>次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いします。 意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第5条の番号4について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可相当と決定します。 続きまして、農地法第5条の番号5について事務局より説明をお願いします。</p> <p>39ページをご覧ください。番号5 受人 ○○市○○△丁目△△番△△号 株式会社□□□□ 渡人 ○○町大字○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△△番、△△△番 地目 畦 △△△番: 854m²、△△△番: 131m² 計2筆 985m² 転用目的 蓄電池置場 権利内容 所有権 申請内容 86.22m² 蓄電池4棟 取得状況 △△△番: 令和1年11月23日 相続 △△△番: 平成31年2月7日 相続 仮登記・抵当権なし 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続。</p> <p>40ページをご覧ください。大字○○地内の農地になります。次のページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。</p> <p>申請人は、○○市内に本社を構え土地建物分譲、太陽光発電システムの販売、蓄電池システムの販売、施工、管理を主たる業務として事業を行っており、今回蓄電池の事業地として「道路が広く、敷地面積1,000m²程度の土地」、「東京電力の電柱、配線が近くにあること」、「近隣に住家が少ない場所」を検討していましたところ、条件に合う申請地を譲っていただけることになり、今回の申請に至りました。</p> <p>なお、蓄電池設備は24時間空調が必要となり音が出る設備のため、配置図にあるように住家側にスペースを設け防音壁を設置することにより近隣の方の理解を得ているとのことです。以上となります。ご審議をお願いいたします。</p>
-------	--

議長	それでは、農地法第5条の規定による番号5を審議いたします。私の担当地区になりますので補足説明をいたします。
	申請地の西側に□□さんの住宅があり、道路から1m以上低い場所にあります。防音壁を建てて音を軽減できる場所と思われますので、音の問題がクリアされればよいのではないかと思います。
	次に、推進委員大沢2番より意見がありましたらお願ひします。
推進委員 大沢2番	細かいことはわかりませんので、この内容で審議をお願いいたします。
議長	次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願ひします。推進委員大沢3番。
推進委員 大沢3番	蓄電池の周りにフェンスを設置する予定はありますか。申請地は小学生の通学路で進入されると困るので設置した方がよいかと思われます。
議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	蓄電池の周りにフェンスを設置する予定です。
議長	他に推進委員の方で意見がありましたらお願ひします。 意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。10番委員。
10番委員	蓄電池は、近くに太陽光発電を設置して、充電するのですか。

議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	蓄電池は、太陽光発電とは異なる事業です。最近出始めた事業ですが、東京電力から電気使用料金の安い夜間の時間帯に電気を買い、電気使用料金の高い昼間の時間帯に電気を売り、利益を得る事業です。
議長	他に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第5条の番号5について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。
	(農業委員全員挙手)
	賛成全員につき、許可相当と決定します。 続きまして、農地法第5条の番号6について事務局より説明をお願いします。
事務局	42ページをご覧ください。番号6 受人 ○○市大字○○△△△番地 有限会社□□□□ 渡人 ○○町大字○○△△△番地 □□ □□、○○市大 字○○△△△番地 □□ □□、○○市○○△丁目△△番地△△号 □□ □ □、○○市○○△丁目△△番△△号 □□ □□ 土地の所在 大字○○字 ○○△△△番地△△、△△、△△ 地目 畑 3筆 合計 2,025m ² 転用 目的 一時転用 駐車場 権利内容 賃貸借権2年 申請内容 職業サバイバル ゲーム経営 駐車スペース 14台分 取得状況 平成18年4月18日 令和6年1月18日 平成14年12月17日 相続 仮登記 抵当権無 位 置 第1種農地 農用地区域外 宅地から47mです。
	43ページをご覧ください。場所は大字○○地内の農地となります。次ページ をご覧ください。左が公図、右が配置図となり、上の図が申請地で下の図はサバ イバルゲーム施設全体敷地でございます。サバイバル施設の大多数は山林とな っており、施設利用者の駐車場が無いための申請でございます。
	本件は、平成27年12月に有限会社□□□□が今回と同様の内容で3年間 の一時転用許可となり、その後、平成30年12月に事業者□□□□が事業を引 継ぎ、2年間の一時転用許可、そして、事業者が有限会社□□□□に変わり令和 2年12月、令和5年3月に再度2年間の一時転用許可となりました。今回、2 年間の期限が過ぎてからの申請となってしまい、深くお詫びするとともに、以後 このようなことがないよう注意いたしますとのことです。

	<p>有限会社□□□□はサバイバルゲームフィールドの運営、イベント企画、関連商品の販売を行っており、過去11年以上に渡り○○県にサバイバルゲームフィールドを複数店舗運営しているとのことです。そして申請地では、事業者が2回変更なっているようですが、いずれの事業者のときも○○町大字○○の借家に在住する□□氏が店長して携わっています。また、令和2年11月1日に町と締結した協定書は引き続き守りながら、地域住民様の生活を害する事の無いよう施設運営することです。</p> <p>申請地は1種農地ですが、「隣接する土地と一体として同一の事業の目的に行うもので、事業を行う上で必要である場合は例外となる」との規定での申請でございます。サバイバルゲーム事業の大部分の地目は山林となっており、来場者の駐車場が必要であるとのことであるため、例外規定に該当すると考えられます。また、2年間の一時転用とのことで、事業撤退や契約期間終了後には農地であった当時に復元して地主に返還するとのことでございます。以上となります。ご審議をお願いいたします。</p>
議長	それでは、農地法第5条の規定による番号6を審議いたします。11番委員から補足説明があればお願いします。
11番委員	申請地を確認しましたが、何もないところでした。指摘点としては、以後、申請に気をつけていただくくらいかと思います。ご審議をお願いいたします。
議長	次に、推進委員大沢3番より意見がありましたらお願いします。
推進委員 大沢3番	申請地は更地になっている状況でした。北側斜面付近に便所が3つ設置されており、汚い状況でした。サバイバルゲーム場は、BB弾が飛ばないように囲いがしてあります。東京方面から来ている方が目立ちます。
議長	次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いします。 意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。10番委員。
10番委員	確認ですが、今まで運営上のトラブルは何かありましたか。

議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	運営上でのトラブルは特にありませんでした。
議長	他に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。推進委員松久2番。
推進委員 松久2番	サバイバルゲームとはどのようなゲームでしょうか。
議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	サバイバルゲームは銃を持った戦争ごっこことで、チームに分かれて行います。銃で打たれてセンサーが反応したら、戦闘員が外れます。相手の陣地の旗を取られたり、チーム全員がいなくなったりしたらゲーム終了です。
推進委員 松久2番	サバイバルゲームに参加者は結構いますか。
議長	参加者は結構います。Y o u T u b e に出ています。
	他に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第5条の番号6について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。
	(農業委員全員挙手)
	賛成全員につき、許可相当と決定します。

	農地法第5条の審議が終わりましたので、事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	農地法第5条の番号1から番号6までの案件につきましては許可相当と議決されました。 ここで10分間の休憩といたします。
	(10分間休憩)
議長	再開いたします。 続きまして、第4号議案の美里農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見について議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	45ページをご覧ください。美里町農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会です。町では農業振興地域整備計画の中で、農振農用地、いわゆる青地を定め指定しています。農振農用地である青地から白地とする場合、つまり、農業振興地域整備計画から除外する場合は、法律の規定により町から農業委員会に意見を求めることが定められています。 46ページをご覧ください。番号1 事業計画者 □□ □□ 変更目的分家住宅 除外申請地は、大字○○字○○△△△番 地目 畑 農振除外面積908m ² のうち500m ² 農振除外の6要件はすべて満たしています。 47ページをご覧ください。変更後の使用目的に係る資料と位置図です。48ページをご覧ください。公図と配置図です。 申請者は、昨年結婚し、○○市のアパートで生活していますが、結婚を機に自己の住宅建築を計画しました。建築地は申請者が一人っ子であり将来のことを考え実家近くの土地を探したところ建築が可能な土地が見つかりませんでした。そこで、父に相談したところ所有農地を提供してくれることになりました。父が所有する農地のうち、白地の農地は傾斜地の麓にあり、住宅の建築には向きませんでした。その他父が所有する青地の農地を検討した中で、申請地以外の農地は集団的圃場の真ん中にある農地や、形状が整っていない建築に向きな土地でした。その中で、当該土地が集落に一番近く、土地の形状や接道状況及び上水道の整備、下水の排水についても可能なことから申請地を選んだそうです。 なお、本案件は、農用地から除外が済んだ後、農地転用の申請がなされます。その際は、農地法に基づき改めてご審議いただきますので、よろしくお願ひいたします。説明は以上となります。

	<p>議長 本件について、推進委員の方で意見がありましたらお願ひします。 意見がないようですから、次に移ります。 次に、農業委員の方で質問のある方の挙手をお願いします。10番委員。</p>
10番委員	地図の見方がわかりません。地図上の○と□や矢印は何でしょうか。
議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	前の案件時のデータが残っていました。申し訳ございません。
議長	他に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですので、採決したいと思います。美里農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見について、「意見なし」と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。
	(農業委員全員挙手)
	賛成全員につき、「意見なし」と決定します。 続きまして、第5号議案の令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	農業委員会は、農業委員会等に関する法律により、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標等を内容とする指針を定めることになっており、また、定めた目標等についての実施状況などを点検・評価し公表することとされております。第5号議案では、令和6年度に立てた目標等の実施状況などを、点検・評価してまとめたものについて説明させていただきます。 50ページの左側をご覧ください。農業委員会の状況となっております。令和6年度の目標等を立てた時点の、農業委員会の体制、農家や農地の概要が記載されています。右側をご覧ください。最適化活動の実施状況となっております。

	<p>初めに、1最適化活動の成果目標の（1）農地の集積についてです。③の現状及び課題と②の目標は6年度当初に立てたものがそのまま記載されています。③の実績、今年度の新規集積面積は22ヘクタールです。昨年度が61ヘクタールでしたので大幅に減少しました、また、目標達成率は76.1%でした。以上のことを踏まえ、農業委員会の点検結果では、少しづつではあるが、新規集積面積が増えた。目標を達成できるよう、課題を整理したいと、まとめました。</p> <p>次に、（2）遊休農地の発生防止・解消です。こちらも、①の現状及び課題と②の目標は6年度当初に立てたものがそのまま記載されています。51のページをご覧ください。③の実績ですが、緑区分、黄色区分ともに未達成となっております。③その他で、実施時期などを記載しております。以上のことを踏まえ農業委員会の点検結果では、緑区分、黄色区分とも解消に向け対応を検討したいと、まとめました。</p> <p>次に、（3）新規参入の促進です。①の現状及び課題と②の目標は記載のとおりです。目標とする新規参入者への貸付け等の面積は8haとなっております。③の実績ですが、新規参入経営体はありませんでした。まとめとして、新規農業従事者が参画しやすい環境づくりや広報等を検討したいとしました。</p> <p>次に、2最適化活動の活動目標（1）推進委員等が最適化活動等を行う日数目標ですが、月当たり10日となっています。</p> <p>（2）活動強化月間の設定についてです。①目標で強化月間の回数を3回としております。それに対しての、②実績が3回です。</p> <p>52のページをご覧ください。（3）新規参入相談会への参加です。目標回数1に対し、実績は0です。</p> <p>目標の達成状況の評語ですが、今までの各項目の達成状況に対し点数が付与され、合計点数により決められた評語を入れています。評語は、目標に対して「期待を下回る結果となった」となりました。</p> <p>最後に、推進委員等の点検評価結果ですが、各委員の活動日数等に応じた点数に、先程の目標の達成状況の評価点数の合計で、該当する評語へ割り振りました。説明は以上です。</p> <p>議長 町の運営は厳しい状況と思われますが、努力目標として少しづつ目標に近づけるように、農業委員・推進委員として意見を出していくだけれどと思います。本件について、推進委員の方で意見がありましたらお願いします。</p> <p>意見がないようですから、次に移ります。</p> <p>次に、農業委員の方で質問のある方の挙手をお願いします。2番委員。</p> <p>2番委員 今年3月の研修会時で講師から指摘されたことですが、「新規の就農者を引っ張る努力をすることが農業委員の仕事である」と言われました。また、「新規就</p>
--	---

	農者に対する補助金は手厚いのだから、活用して新規就農者を増やしなさい」と言われましたが、補助金に関しては知識不足でした。そのような資料は、農林商工課に行けばありますか。
議長	事務局より説明をお願いします。
事務局長	新規就農者の補助金に関する資料については、農林商工課農工業推進係にあります。制度を把握することは大変なことだと思いますので、自分の担当地区や知り合いで農業に興味がある人がいたら声かけるくらいでよいと思います。制度についての把握は難しいと思います。
2番委員	世間話で補助金について話してはいますが、農業委員として全く知識がない状態です。そのため、農業委員の説明用として、ちょっとした資料を作成いただけますとありがたいです。
事務局長	作成いたします。ご意見ありがとうございます。
議長	本庄農林振興センターに行けば、そのような補助金についてご案内してくださいますよね。
事務局長	そうですね。実際には、本庄農林振興センターがご案内しています。
議長	他に農業委員の方で質問がありましたら举手をお願いします。10番委員。
10番委員	神川町は梨が特産品となっていますが、梨の就農に対して研修生を入れて、元就農者が営農できなくなった時に後継者へ土地を引き継がせる補助金的な制度があるそうです。年間150万円の補助を3年間出る制度とのことですが、美里町でこのような制度はありますでしょうか。
議長	これは、本庄農林振興センターの補助制度の関係でしょうか。事務局より説

	明をお願いします。
事務局長	神川町で実施している制度は、町独自でやっている制度です。美里町の補助制度は、埼玉県の補助制度となります。
10番委員	年間150万円の補助については埼玉県や国が絡んでいるかもしれないですが、神川町では農機具を神川町で用意する補助など、特産品を引き継がせるために実施しています。神川町に聞いてみればと思います。
会長	多分、本庄農林振興センターが絡んでいると思います。農協と上里町と本庄農林振興センター合同で、梨を育てるための研修制度があると農協の会議で聞いたことがあります。
10番委員	神川町でも3年から5年の期間で農地を借りて特産品を継続させていると聞きました。美里町には特産品がないですが、新規就農者としてできる人がいれば遊休農地も減ると思いますし、他市町からの考え方を学ぶべきところがあると思います。 □□□□(農協の子会社)から研修生募集の話がありましたが、申込者が1人もいない状況です。ある程度お金をかけて育てるのが目的と聞いています。遊休農地の解消と言っていますが、条件があって耕作できないなどの問題があります。美里町単独では無理な案件だと思いますので、他と連携して何かできればと思います。
会長	事務局でも新規就農者がいるという話を聞くので、そのような情報提供があれば話をしていただければと思います。
	他に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですので、採決したいと思います。令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、「意見なし」と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。
	(農業委員全員挙手)

会長	賛成全員につき、「意見なし」と決定します。 続いて、その他報告事項について事務局より報告をお願いします。 (特になし)
会長	議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。閉会を会長代理、お願いいたします。
会長代理	以上をもちまして、第6回の農業委員会総会を終了します。慎重審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年6月25日

議長

松本清貴

署名委員

中澤啓二

署名委員

長瀬一